

南海地震に備える

香川県防災局 乃田 俊信

〈9〉

香川県防災対策基本条例

【崩れた安全神話】

防災意識・防災対策の重要性については、先月号でご説明したとおりですが、一昨年に防災担当として香川県庁に入庁した際に、一番心配したのは香川県民の防災意識の低さでした。防災意識の低さは防災対策の遅れを招き、県、市町及び県民を災害に弱い体質にするからです。

香川県は、地理的条件に恵まれ、1976(昭和51)年の災害以降、天災による大被害を受けた経験が少なかつたため、台風が近づいても「香川県は、特にこの地域は大丈夫」という安全神話に似た意識が定着したのでしょうか。しかし、その神話は、

04(平成16)年の相次いだ台風などの災害によりもろくも崩れ去りました。そして、あちこちで聞かれたのは、「かつて経験したことのない」「想像をはるかに超えた」事態という言葉でした。危機管理は「最悪に備える」ことが原則なのです。

【条例制定の背景と目的】

この相次いだ台風等災害を教訓に、また、これまでご説明してきたように今世紀前半にも発生すると懸念されている南海地震に備えるためには、県や市町など

が行う防災対策はもろくも崩れ去ること、これに加えて、県民が自ら行う防災対策が必要であると改めて認識させられました。

そこで香川県は、防災の専門家や教育・医療・ボランティアの代表者などをメンバーとする協議会で議論を重ね、また、パブリックコメントなどを通じて幅広く県民の意見を聞きながら、防災対策基本条例を制定しました(今年7月11日の県議会で成立、同月15日に公布・施行)。

その目指すところは、県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の

安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」、行政による「公助」の理念を掲げ、防災意識を高め、県民、市町及び県が役割分担し協働して防災対策を行うことによつて、災害に強い人づくり、県土づくりを行おうとするものです。

【条例の内容】

この条例は、「総則」、「災害予防対策」、「災害応急対策」、及び「防

災対策の計画的な推進等」により構成されておりますが、最も重視しているのは「災害予防対策」です。詳しくは「香川県ホームページ」をご覧ください。

(<http://www.pref.kagawa.jp/bosa>)

【次号のテーマ】

次号では、「自らの意識改革」についてご説明します。

エピソード ⑤ 阪神・淡路大震災

【裸の五千円札】

大震災からほぼ1カ月たった2月中旬から倒壊した家屋の撤去が開始されました。撤去作業に当たっては、被災者の気持ちになり、丁寧に実施するよう指示を出しました。たとえ壊れていても、被災者の思い出が詰まっており、財産だからです。もちろん無料(一般業者では、1軒当たり100~200万円が必要)ですので、大変喜ばれました。

ある家屋の撤去作業中の事で

す。私(群長)が現場の指導に行くと、1人の老人が近づいてきて「何のお礼もできませんので、これでジュースでも買ってください」と、裸の五千円札を差し出されました。「私たちは、少しでも皆様のお力になりたいだけです」とお断りすると、「自衛隊さんは、皆が同じことを言う。誰が偉いのか分からない」と言いました。

後で聞いてみると、班長、小隊長、中隊長と、順に同じことを言つて、同じように丁寧に断られたそうである。心温まる一日でした。



倒壊して道路をふさいだビル。兵庫県西宮市のJTB甲子園口駅北口で1995年1月17日